

## 第25回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時 平成23年10月27日(木) 14:04～15:00

場 所 大分市役所第2庁舎6階大研修室

出席者

【委員】

宇野 稔、大津留 祐子、秦 政博、衛本 敏廣、松尾 直美、園田 敦子、  
竹内 小代美、葛西 満里子、永岡 昭代、古岡 孝信、竹本 和彦、近藤 忠志、  
後藤 成晶、廣次 忠彦、宮邊 和弘、日小田 良二、野尻 哲雄、永松 弘基、  
泥谷 郁、神矢 壽久、皆見 喜一郎、入田 光の各委員(計22名)

【事務局】

企画部次長 吉田 茂樹、企画部次長兼企画課長 玉衛 隆見、同主幹 姫野 正浩、  
同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛、同主任 森田 俊介  
(計7名)

【プロジェクトチーム】

(企画部次長兼企画課長玉衛隆見)、議会事務局議事課政策調査室主幹  
藤野 宏輔、選挙管理委員会事務局主査 下村 光典、総務課情報公開室主査  
岡村 吉宏、人事課主査 幸野 勝、(統括者除く 計4名)

【オブザーバー】

総務課法制室主査 佐藤 明、同主査 山口 大介、同主任 大城 存、  
同主任 島谷 幸恵、同主事 山崎 敏生(計5名)

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 条文書の検討について

(2) 市民意見交換会について

(3) 逐条解説について

(4) その他

< 第25回 大分市自治基本条例検討委員会 >

事務局

それでは、ただ今から第25回大分市自治基本条例検討委員会を開会いたします。委員の皆様には、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

さて、前回の検討委員会では条例の名称、市民意見交換会での資料、逐条解説について検討を行っていただきましたけれども、議会選出の委員さんから、条例(素案)第11条「総合計画」の条文について対案が提出されました。現在、議会におかれましては、このまちづくり自治基本条例につきまして、様々な角度から検討をいただいているところでございますが、そのような中で、今回、第11条「総合計画」の条文について対案が示されましたので、本検討委員会におきまして検討をお願いしたいと考えております。

併せて、前回からの継続事項であります、市民意見交換会での説明資料、条例(素案)の逐条解説についても協議をお願いしたいと考えております。

それでは、委員長さんにご挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

皆様方、改めましてこんにちは。大変お忙しい中、万障繰り合わせていただきまして誠にありがとうございます。本委員会も段々と大詰めを迎えております。後で出てまいりますけど、来月に入りまして早速市民意見交換会がスタートされることになっております。今日は、その直前の最後の全体会になろうかと思われま。

まず、第1点は、先ほどご紹介をいただいた総合計画についてのご検討をいただきたいと思います。

そして、以降は今後の市民意見交換会に向けての段取り作りという話になってまいります。時間は約2時間頂戴しておりますけど、お忙しい皆様方でございますので、速やかな議事進行になるように努めたいと思います。ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。(1)の条文案の検討でございます。先ほどから出ておりますけれども、第11条の「総合計画」の条文について議員さんの方から対案が示されましたので、その検討を行っていただきたいと思います。それでは、委員さん、代表でよろしくお願いいたします。

委員

それでは、私の方から説明させていただきます。検討案というのがお手元の方にあると思いますが、左側が現行案、そして対案、そして事務局修正案という形で書かれております。一番左の現行案を見ていただきたいのですが、第11条第1項、第2項とありますが、対案ですが、第11条、アンダーラインを引いているところが今回のポイントということになります。

第1項目については、「総合計画は最上位の計画である」ということを入れてほしいということが一つです。

それから、第2項目ですけれども、「参画の機会を確保するもの」とい

うことになっておりますが、できればもう少し機会を確保するというのではなくて、市民参加を経てということが本来の筋かなということで、そういうふうな表現にしていいただければということで、こういうアンダーラインになっております。

それから、第3項目は追加ですけれども、「基本計画に基づく事業の進行を管理し、その状況を公表しなければならない。」、いわゆる進行管理及び公表という形で、市民に見える形で総合計画が位置付けられないといけないということで、新たに3項目を入れていただければということであります。

それに対して、事務局の修正案が一番右側であります。第11条を読みます。「市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。」

第2項目、「総合計画は、市民の参画の機会を経て策定されなければならない。」

第3項目、「市は、総合計画の進行を管理し、その状況を公表しなければならない。」ということであります。

元々の背景を説明させていただきたいと思うのですが、2つほどあります。これまでの総合計画の考え方と、これからの総合計画の考え方ということになると思います。これからの総合計画ということになりますと、実は法改正の問題もあるものですから、一応そういう分け方で考えさせていただければというふうに思っています。これまでの歴史的な部分に踏み込んで申し訳ないのですが、1969年の地方自治法の改正に際して基本構想、基本計画、それから実施計画という三重層計画の策定を求めた自治省通達。当時の自治省ですけれども、通達が基になっています。

だけれども、分権改革によってこの通達は10年前に失効しているということになっております。今年の地方自治法改正で、この基本構想の義務付け自体も実は廃止になったということが背景にあります。そういうことで、これからの総合計画をどのように捉えていくかという考え方でありまして、行政改革や分権改革の流れの中で、行財政縮小と地方分権という二つの条件を踏まえた自立自治体としての再構築が求められてきているということ。

それから、地方分権が進むほど地域づくりが自治体の重い責任になるということでありまして。地方分権によって自治体の財政は豊かにはなりません。財政の使途が自由になるということになるかと考えております。とすれば、自由を自立する政策・ルールが必要であるということになるのではないかと考えておりますが、そこで総合計画を自治基本条例の中核に位置付けることによって、実効性に富んだ自治基本条例の進化が期待されるのではないかと考えております。議会の中でも議論をしまして今回の提案に至ったということでありまして、よろしくお願いたします。

委員長

ありがとうございました。それでは、今の委員さんから事務局変更案についてもご説明をいただいたわけですが、事務局の方で変更案につきましてコメントをいただければと思います。よろしくお願いたします。

事務局	<p>ただ今、委員さんから、今回お配りをしております「資料1」に基づいた総合計画の条文の対案部分についてのご説明をいただきましたけれども、事務局で提案させていただいております、変更案の趣旨につきまして若干説明をさせていただきます。</p> <p>まず、第1項目についてでございますけれども、「総合計画は本市の行政運営における最も重要な最上位の計画である」という部分を強調しながらも、より簡潔な条文とするべきであろうという考えから、一つの文章としてまとめるような調整をさせていただいております。</p> <p>次に、第2項目でございますが、委員からは「市民参画の機会を経て策定するということを明確に規定すべきである」という部分のご提案をいただいておりますので、そうした趣旨を踏まえた上で総合計画を文章の主語とする、より分かりやすい表現を目指したものでございます。</p> <p>第3項目につきましては、総合計画についての進行管理をすべきことをより明確に表す規定といたしております。なお、今回の事務局修正案を含めまして、案につきましては、ご提案をいただきました委員さんを始めとしまして、本委員会の委員である議員の皆様方にも事前にご説明をし、ご了解をいただいておりますし、この条文を検討していただきました市政運営部会に所属する委員さん方にもお諮りをしましたところ、概ねご了解をいただいているところでございます。以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。委員さんからご紹介いただきました委員対案、更には事務局の変更案につきまして、委員対案の骨子、ポイントは全て事務局変更案に盛り込まれているというふうに思われますが、その点はよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、あと議会の委員さんの方々からのご了解は得られていると。それから部会の方々からもご了解いただいているということでございます。それを踏まえて、それ以外の委員さん方々でご意見がございましたらお出しいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。</p> <p>特になければ、事務局変更案で確定をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
全委員	はい。
委員長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、事務局変更案を確定案とさせていただきますしたいと思います。ありがとうございました。それでは審議事項第1点は終了いたしました。</p> <p>そこで、次に市民意見交換会について、議題を移してまいりたいと思います。前回もご検討いただいたわけですが、ご検討いただいた上での委員さん方々のご意見を踏まえまして、事務局でも再度検討されたたき台が今日も示されるわけでございます。事務局の方から資料のご説明をいただきたいと思います。よろしく願います。どうぞ。</p>
事務局	それでは市民意見交換会で使用する資料などについて説明をさせてい

たきます。資料の説明に入らせていただく前に、前回の検討委員会におきまして資料や逐条解説などについてのご意見がございましたら事務局までということをお願いをさせていただいたかと思えますけれども、これまでのところご意見をいただいているという状況でございますので、まずご報告させていただきたいと思えます。

それでは、市民意見交換会で使用する資料についてですが、前回から修正をしている点を中心に説明をさせていただきます。使用する資料につきましては、お手元の「資料2」、「資料3」、「資料4」、「資料5」の4種類でございます。

まず、「資料2」につきまして、前回と変更している点は、条例の名称につきまして（仮称）という文言を削除しております。「資料2」の変更点については以上でございます。

続きまして、「資料3」につきましては「資料2」と同様に条例の名称の（仮称）という文字を削除して、前文の第4段落目を「互いに人権を尊重し」という言葉に変えております。資料3の変更点は以上でございます。

次に、「資料4」につきましては、前回の検討委員会におきましてご意見をいただきましたので、問4から問6を変更しております。問4と問5につきましては、今後作成をして、現在は未定稿という形でございますが、完成形に向けて役立たせることができるように、そういった設問にしております。また、問6につきましては、条例制定後の周知方法についての設問としております。「資料4」の変更点は以上でございます。

「資料5」につきましては、条例の名称について（仮称）という文字を削除しているところでございます。以上が市民意見交換会で使用する資料と変更点でございますが、前回の検討委員会におきまして、プロジェクター、映写機を使って資料をスクリーンに映してはどうかということでご意見をいただいているところでございます。映写機を使って資料をスクリーンに映す場合は、この「資料2」、「3」、「4」、「5」ということを使うことになると思うのですが、正直申しまして会場を多少暗くしなければならず、場所によっては少し後ろから見にくいのではないかというようなことも考えておりますので、現時点ではスクリーンは使わない方向で考えているところでございます。事務局からは以上でございます。

委員長

ありがとうございました。それでは、ちょっと事務局のご説明に付け加えさせていただきます。今日決まったことですから、私の方からが妥当だと思います。「資料3」のまちづくり基本条例の素案の第11条につきましては、先ほどご検討いただいたとおりに変更させていただきたいと思えます。以上でございます。

それでは、今事務局からご説明がございました市民意見交換会の資料につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお出しいただきたいと思えます。よろしく願います。よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。それでは、このような資料でやらせていただきたいと思えます。

それでは次にまいりたいと思えます。逐条解説についてでございます。

事務局	<p>もう少し市民意見交換会の件で説明をさせていただきます。「資料6」をご覧ください。市民意見交換会の役割分担表でございます。今回は検討委員さんに司会者、代表者、説明者の役割をお願いしたいと考えておりましたが、基本的に参加していただけるとご回答いただいた委員さんに対して、お一人一回いずれかの役割を担っていただきたいと思いますと思っておりますが、と申しましても必ずということではなくて、委員さんのご都合がつかない場合や、どうしてもこの役はお受けできないということであれば、検討委員の皆様方でご協議いただければと考えております。</p> <p>また、お手元に資料ですが、大分市まちづくり自治基本条例（素案）の市民意見交換会進行シナリオと説明者シナリオをお配りしております。基本的にシナリオということで、事務局で勝手に作らせていただいておりますので、このとおりおっしゃっていただく必要はないかと思うのですが、たたきの案という形でお配りさせていただいておりますので、ご確認をいただければと思います。以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。意見交換会についての継続の審議でございます。意見交換会の役割分担表を作らせていただきました。私と事務局とご相談しながら作らせていただきまして、できるだけ広く全員参加ということで、特定の方々に集中することなく均等に役割分担をさせていただいたらという考え方の基に、こういう役割表を一応作らせていただきました。できましたならば、この表の内容に可能な限りご協力いただければと思うところでございますが、どうしてもこの役は降ろしてくれというようなご意向をお持ちの委員さんもおられるかもしれませんので、その辺は調整をさせていただきますのでお申出いただければと思います。</p> <p>そこで、司会者、代表者、説明者の役割を説明させていただきますが、司会者の一番大事な仕事はコーディネート役でございます。こちらの委員方から説明をするというのは一方的にできるのですが、その後には前回の意見交換会のように参加者の方々から色々な質問やご意見をいただくわけですね。それをただ聞き置くということではなくて、可能な限り理解していただいている部分については更に詳しく説明をし、ご理解をいただくというこの努力を是非やっていきたいなと思うわけです。その時に、どなたが一番妥当なのかということをお司会者の方で指名をしていただく。そうすると、ひな壇に座っている委員が指名されたら、これはということで答えていただく。特に、部会に関わるような条文についての説明というのは、一番その部会に関わっている方が詳しいわけですから、そういう方に答えていただくことができたならお答えいただくというようなことで、自分の所属する部会について振られた時には、いいですよというような形で委員に出席していただくとありがたいなと思うわけです。</p> <p>これは、全体に関ることだということになれば、代表者とか説明者とかいう方がお答えになるとか、これは事務局に直接お答えいただいた方がよいと、具体的な作業の中でゴミの収集とか、色々なことでどうなっているのだというようなこと、更には地元の自治会というのをどう考えているのかと、私が前回参加した時には様々な意見をいただきました。そういうと</p>

	<p>ころの話等々につきまして、極めて実務的な話につきましては事務局の方に言っていただくということで、できましたならば司会者は、中心はここに書かせていただいている方々ですが、事務局で「これは事務局が受け持ったほうがよい」と判断できるようなサブの司会者を、黒子的な存在としての司会者を一人事務局からご用意をさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。</p> <p>一番このところがスムーズにいきますと、市民意見交換会が充実してくると思うのですけれど。沈黙の時間が何分も続いたりすると、ちょっとしらけてまいりますので、そういうことが極力ないように間髪入れずに割り振りがなされていくと、スムーズにいくかなというところでは、それをまた丹念にシナリオを作って、どんな質問が出るか分からないのに想定問答集として作ると膨大なエネルギーがかかりますので、その辺は臨機応変に対応させてもらったらどうだろうかと思うところがございます。委員さんどうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>委員長が言われることも理解はできるのですが、あくまでもこれは自治基本条例を中心にしたものにしてもらわないと、個別のものをどんどん出されて、それを受け入れて全部答弁するということは正直不可能だと思うのです。道路がどうだとか、下水がどうだとか、ゴミ収集のことがどうだとか、色々なものが出されて、そこで対応するとなるとかなりの人間に来てもらわないと到底対応できないし、いくら私ども議員と言っても教育から土木のことまで全部把握しているかということ、なかなか細かなことまではできかねる部分もありますので、あくまでもこの自治基本条例ということで絞って討議をしていただくと。そして、終わりに何かその他要望でもあればというぐらいにしてもらわないと、今、委員長の言うとおりに受け入れると、到底こっちの方が受けかぶるのではないかなと私はそう思うのですが。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。極めて現実的なご意見をいただきました。ありがとうございます。その辺の線引きをどこかでしておかないと、今、委員さんがおっしゃったような本当に日常生活に関する話が出てくるので、一つの線引きとして基本条例に関するご質問ということで線引きさせてもらってよろしいですか。その他の問題はまた別の場面でということで、時間も限られておりますので、基本条例の中身についてのご質問、そういうことにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。</p>
<p>全委員</p>	<p>はい。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、皆様方からご賛同をいただいたようでありますので、そういう線引きを最初にさせていただくということでスタートしましょう。ありがとうございます。その他はございませんでしょうか。副委員長さん。</p>
<p>副委員長</p>	<p>各会場にはこの委員だけですかね。事務局からも何人か出席するように</p>

	なっていますか。
事務局	事務局といたしまして、可能な限り企画課の職員は出席させていただきたいと思います。
副委員長	逐条解説についての説明とかは事務局に振ってもいいかな。そこまでの質問が出た時には。
事務局	はい、先ほど委員長さんからご説明がありましたように、自治基本条例の中身につきまして市民の皆さんからご質問等ございました場合は、基本的には委員の皆様でお答えさせていただきたいと思っておりますが、どちらにいたしましても行政との関係で質問等が出てきた場合は、事務局としてもお答えをさせていただきたいというふうに考えております。状況を見てその辺は対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。
副委員長	はい、分かりました。
委員長	どうもありがとうございました。それでは、今、副委員長のご質問のご回答のとおりでございます。事務局の方の対応は、先ほどの説明のとおりということです。それではその他ございませんでしょうか。委員さんどうぞ。
委員	僕は一応お断りしたのですが、名前が出ていますので一応事務局の司会の方が付いてくれるということですが、横に付いてくださるのですよね。それと、もう一つは出席者が20名とかですから名前をきちんと分かって、この問題は誰に振るということをごっちが理解しておかなければならないと思いますが、その点は準備方できるのでしょうか。
事務局	今のご質問につきまして、事務局の担当主幹が大変差し出がましいところがあるかもしれませんが、横に待機させていただきたいと思います。そして、司会をされる委員の方がまず委員さんをご指名されるということになろうかと思いますが、その時にどなたにご指名すればいいのかということ判断しにくい場合は、私ども事務局の担当と一緒に進捗させていただきたいと思っておりますので、出過ぎないようにさせていただきますが、横に待機をさせていただきたいというふうに思っております。
委員長	その辺は阿吽の呼吸で事務局よろしいですね、是非、委員の黒子に徹していただきたいと。それから役割分担、部会のリストアップというのも分かりやすいように、当日会場ごとにできあがると思っておりますので、司会の方にお渡しするのは可能ですね。



事務局	はい、お配りさせていただきたいと思います。
委員長	よろしく申し上げます。委員、よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。その他はございませんでしょうか、事務局。
事務局	<p>引き続きもう何点かご説明をさせていただきたいと思います。まず、かねてから沢山ご意見をいただいております市民の皆さんへの広報ということでございますが、11月1日号の市報にまちづくり自治基本条例素案の目的、理念、基本原則、そして市民の皆さん、議会の委員さん、行政の役割と責務、また市民意見交換会やパブリックコメントの内容の記事を掲載させていただいております。</p> <p>次に、自治委員さんにつきましては、先般676名の自治委員さんに市民意見交換会の案内文書をお送りしたところでございます。また、商工会議所にもお願いをいたしまして、130を超える団体に案内文書を配布させていただいております。更に、NPO団体、市民活動団体、合わせまして217団体にもご案内の文書をお送りしたところでございます。また、校区公民館、そして地区公民館には11月1日からパブリックコメントが始まりますが、それに間に合うように資料を送る段取りを取らせていただいているところでございます。</p> <p>次に、お手元資料の「別紙1」、市民意見交換会の交通手段確認表という資料をご覧ください。事前にいただいた出欠のお返事を記載させていただいておりますが、かなり前になりますので、ご確認の上、会場までの交通手段に印を付けていただいて、お手数ですがお帰りの際にご提出をお願いしたいと思います。後日、来週になるかと思いますが、市民意見交換会出席の依頼文書と併せまして、委員さんごとの集合時間、場所、地図などをお送りさせていただければと思いますので、ご確認をいただけるようお願いいたします。</p> <p>また、お手元に封筒をお配りさせていただいております。第23回の検討委員会におきましてお願いをさせていただいたところでございますが、市民意見交換会の案内ピラを1人あたり100枚ほど入れさせていただいておりますので、全部お配りいただくというのは正直難しいこともあるかと思いますが、可能な範囲で本当に大変申し訳ないのですが、お近くの方に配布をしていただければと思っております。よろしく願いいたします。事務局からの説明は以上でございます。</p>
委員長	ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明に何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。委員、この間できるだけ多くの参加ができるようにというご意見をいただきまして、それで事務局から今お答えをいただいたのですが、よろしゅうございましょうか。できるだけ広くご案内するというので、会場の新たな設営はちょっと厳しいのでということですがよろしいですかね。
委員	前回のお答えをいたしまして、一応それなりにご検討いただいてこうい

	<p>う結果になったというご回答をいただきましたので、それはそれで結構でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。その他委員の皆様方、よろしゅうございますかね。事務局のご提案につきまして特にないようでございますので、是非とも事務局と連絡、アンケート等お答えいただきまして、混乱のないように行き違いのないように事務局の方も万全を期したいと考えていると先ほどお聞きしましたので、アンケート等のご協力よろしくお願い申し上げます。それでは、特にもう市民意見交換会の対応につきましてはよろしいですかね。</p> <p>それでは、議題の3番目に入らせていただきたいと思います。逐条解説についてでございます。事務局からご説明いただきたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>逐条解説につきましては、前回の全体会で一度委員の皆様にはご提案をさせていただきましたけれども、事務局においてその後再度見直しの作業をいたしましたところ、何箇所か修正をさせていただきたい部分がございます。そこで、まずはこの修正箇所についてのご説明をさせていただいた後に、皆様からのご意見をいただければと考えております。お手元に大分市まちづくり自治基本条例（素案）、逐条解説案というものをお配りしておりますので、こちらに沿ってご説明をいたしますけれども、修正箇所のうち些細な表現と思われる変更箇所などにつきましては、時間の関係もでございますので説明を省かせていただきたいと思います。その点ご容赦いただきたいと思います。</p> <p>では、早速逐条解説案を開いていただきまして、冒頭、条例素案の部分がずっと続きますのでこちらは飛ばしていただいて、当然先ほどの総合計画の修正部分等は修正をさせていただきますが、まずは11ページをご覧くださいと思います。修正箇所について削除する箇所を二重線で消して、新たに挿入する部分に濃い色の下線を引いて表現をしております。下の方になりますけれども、「発展してきた」という完了形の表現ではなくて、更に発展を続けているというニュアンスに変えるべきであると考え、ご覧のような修正案としております。</p> <p>次に、16ページに移らせていただきます。第3条の基本理念に謳っております市民権によるまちづくりの説明部分についてでございますが、ここはこの条例のキーワードとも言える重要な部分でもありますので、より詳細に分かりやすく解説すべきであると考え、修正案を作成いたしました。内容的には、本市のまちづくりにおいては当然ながら市内に住所を有する人を中心とはしながらも、市外からの通勤・通学者や市内の事業所などが果たす役割もますます重要となってきた状況であることから、こうした広い意味での市民が一体となって本市のまちづくりを発展させていくという趣旨を、より詳しくかつ分かりやすく表現するという意図した修正案でございます。</p> <p>続きまして、23ページでございます。二重線で消している部分のうち、その概要を紹介する内容という表現をしておりましたが、こちらの表現が</p>

条文の説明としてはあまり適切ではないのではないかと考えまして、この第7条では議会基本条例の特に重要な部分を規定した上で、その他の基本的事項については議会基本条例において定めるという旨を簡潔に表現することとしております。

次に、28ページにまいります。こちらは先ほどからお話をいただいております総合計画についてでございます。先ほどご承認をいただきましたとおり若干の修正がございますが、今回の修正は条文の趣旨に大きな変更を及ぼすものではないという理解をしておりますので、これに伴う逐条解説案の微調整については、事務局へお任せをいただければと思っておりますけれども、この後行われますパブリックコメント、あるいは市民意見交換会でご提示をする資料につきましては、修正が間に合うような形でご覧いただきたいと思っております。

次に、36ページ、第19章にまいります。こちらの条文の意図としましては、行政から不利益を受けた市民を事後的に救済するというだけではなくて、市民の権利利益を守るためのいわば事前の取り組みなどを含めて必要な措置を講じるというものでございますので、その部分をより明確にするために一項目を追加いたしております。

続きまして、44ページにまいります。第27条の審議会、懇話会等の一番下の項目に「可能な限り公開する」という表現がありますが、具体的に公開できない場合の例をお示しすることにより、会議の公開を努力義務とした理由を説明する内容としてただし書きを追加いたしております。

以上、簡単ではございますが、事務局の修正案のうち主な部分についての説明をさせていただきました。前回の全体会でお配りした案につきましても内容のご検討をいただいているかと思っておりますので、ただ今ご説明をいたしました内容を含めまして、この案に対するご意見をいただければと思っております。

なお、今後実施いたしますパブリックコメントや市民意見交換会などを通じていただくご意見によっても、更に修正が必要になることも想定されます。我々事務局といたしましては、そうしたご意見等を適切に反映させながら、更にこの逐条解説案の完成度を高めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、この案に対するご意見等ございましたら、この会議の場に限らず随時事務局までお寄せいただければと考えております。説明は以上でございます。

委員長

ありがとうございました。大変なご努力をいただいて、事務局の方々に素案を、たたき台を作成していただいております。第11条につきましては説明会、パブリックコメントに間に合うように調整がなされるということでございます。膨大なページになっているわけでございますが、お忙しい中で恐縮ですけどお目通しをいただきまして、特に今回の市民意見交換会までには是非とも全文お目通しいただき、そして意見交換会に臨んでいただければ幸いかと存じている次第でございます。今後12月には意見交換会が終わりまして、パブリックコメントの意見も寄せられまして、さあその意見をどうやってまた素案に反映していくかという作業に入っ

	<p>まいます。そういう意味合いから、本日段階におきましては未だこの逐条解説は未定稿という状態でございます。定稿になるのは早くて年明けということになるかと思えます。そういうことでございますので、まだ十分な時間的な余裕がございますので、今日場で出ないご意見は、後日事務局も予定しております。直接お届けいただければと思うところでございます。今日の段階で何かご意見がございましたら、出していただければと思います。副委員長さんどうぞ。</p>
副委員長	<p>36ページの逐条解説で付け加えた部分に引っかかるのですが、「市民の権利・利益を守るために必要な事前の措置も含まれます」としたところで、具体的な話としてはどういうことなのでしょう。</p>
委員長	<p>事務局コメントできましたら。</p>
事務局	<p>現在のところ想定しておりますのは、「措置」という表現が適切かどうかというご議論があり得るのかなと思っておりますけども、行政を行う職員としては常にそういったことを理解、頭の念頭に置きながら、不当に市民の権利・利益を侵害することがないように行政運営を行うというのは当然のこととして、当然の責務でございますので、まずはそういったことが冒頭にくるのかなと思っておりますけども。</p>
副委員長	<p>あまりにも卑屈な姿勢というのは問題を深くするというか、ある事例でするならばちょっと転んだだけで数百万の請求があったという事例がありますけれども、そういったことについてちょっと危惧する部分がありますので、文書の書き方として「事前に必要な措置も」、「事前に措置も」ということ、そこの部分に対して加えたほうがいいのか、悪いのかなというのは、私もそこら辺非常に引っかかるところなのですけれど。</p>
委員長	<p>今の副委員長のご発言と関連するご発言がございましたら、出していただきたいと思えます。委員さん。</p>
委員	<p>今、副委員長からも出ましたので、私も後ほど終わってから言おうかと思ったのですが、今、出ましたので言いますけども、そんなところまで私は書く必要はないと思えます。常識ですし、ある程度その辺で判断してもらわないと、懇切丁寧は分かるけれども、そこまで私はする必要がないと思えます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。今の事務局のたたき台にご意見がいただけました。それで、この点につきましてもう少し時間がございますので、慎重に審議をしていく必要があるかと思えますので、もう一度事務局の方でご検討いただきまして、もう一度また全体会議にかけていただくことにさせていただきたいと思えます。その時に、また皆様方の全体のご意見を賜りたいと思えます。個別にまたご意見をいただいても結構でございます。</p>

<p>委員</p>	<p>す。事務局の方に個別に意見を寄せていただいても結構ですので。今日は結論を出すところまでいかないということで、問題提起をいただいたということで終わりたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。どうぞ、委員さん。</p> <p>全体的なことなのですけれども、また逐条解説で日にちをとって議論をしていくというふうに思うのですが、その時に個別にずっと委員の皆さん方から多くの意見が出たとします。そうすると、また持ち帰ってということで、また事務局の素案との絡みの中でやり取りしていくということは、ものすごく時間がかかっていくのではないかというふうに思いますので、日にちを決めて事前に逐条解説に対して表現的とか、あるいは文書的にとか問題がある部分があれば、各委員さんがそれぞれまとめて一括して、事務局なら事務局に提出するという方法はいかがでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。今、委員さんからご提案がございましたように、一度情報のレベルを合わせて皆で精査していただいて、そして意見を出していただいて事務局でその意見を整理していただく。そして、全体会議にかけて議論するというのが一番生産的かなと私も思います。そういう機会をできるだけ年内に設けていければと思います。</p> <p>特に、今、流動的なのが市民意見交換会でどういう意見がいただけるかどうか分からない、パブコメでまたどういう意見が出るか分からないということで、それが出た段階で精査していく。未定稿が定稿に近づくような作業が必要かと思います。でありますけれど、今、まだ時間がございますので、この段階でご意見がございませ委員さんは、是非個別で結構ですから事務局にお寄せいただければと思います。そういうものを全部まとめて、ある段階で一つのたたき台として皆さんにご議論いただければと思っております。年明けまでには是非と思うのですが、事務局そういう段取りでいかがでしょうか、何かコメントがございましたら。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員長さんのお話のとおりで結構だと思っております。ただし、1点だけ、この逐条解説は未定稿なのですけれども、参考資料という形で11月1日からのパブリックコメントの閲覧用の資料があるのですけれども、それに添付させていただこうと思っております。未定稿という形ですね。事務局としてはそう考えさせていただいておりますので、現時点での案という形で、この逐条解説をより広く条例の内容をお知らせするということも含めて、添付させていただこうと思っておりますので、そこのご了承はお願いさせていただければと思うのですが。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、分かりました。そうなりますと、さっきの問題にやはり戻らざるを得ないかと思うのですよね。36ページで、これは一回出してしまった時に、今度はそれを削除した時に何故削除したのかという理由が要りますよね。出さなくて付け加えるのならできるけれど、出したやつを削除するのはちょっと難しいなと、どうぞ。</p>

事務局	<p>先ほど申し上げたのは、レアケースを想定してこういう場合もありますよという形で逐条解説に掲載したということでございます。ただ、レアケースという形で受けとめにくいという面がありますので、先ほど委員さんからご指摘をいただいた分については、そのレアケース分をもう入れないという形で今回はパブリックコメントの資料という形で掲載させていただければと思っております。レアケースをどういう形で記述するかというのは非常に難しいので、そこら辺はご意見が分かれるところがあると思うのですが、記述の仕方によっては逆にそういうものも全て含まれるという形で市民の方が受けとめて、逆にそれが権利なんだという形で主張されるというケースも当然想定されます。その辺をどうするかという課題はありますが、今回は先ほどご指摘をいただいたとおり、そのレアケースを入れずに資料という形で添付させていただきたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。</p>
委員長	<p>と申しますと、レアケースに配慮するとなると「事前の必要の措置」の表現は除くという意味で理解してよろしいですか。</p>
事務局	<p>そこは除くと。今回は除くと。</p>
委員長	<p>はい、今回は除くと。というのは、一回出したものを引っ込めるというのは難しいと思うのです。だけど、付け加えることはできます。というのは、それは何故付け加えたのだというご意見は十分に議論ができますけれども、何故削ったのだという、削った理由というのは明確な理由が要りますよね。ですから、そういった混乱を未然に防ぐためには、今回は手前の「事前の必要の措置」は削除するという事で臨みたい。しかし、それで終わるわけじゃない。今後、この点について更に議論をするという前提でございまして、よろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>我々が全然想定しなかった誤解が生じることを極力避けるということで。表現をちょっと改めるということで、内容につきましては、今、申し上げたように「事前の措置」は、今回は書かないということでよろしいでしょうか。特に、ご異論がなければそうさせていただきたいと思うのですが、よろしいですか。ではそういうふうに。どうぞ、事務局。</p>
事務局	<p>先ほどの説明の追加と言いますか、委員さんからもご提案をいただきましたけれども、逐条解説に対するご意見等、今後1ヶ月ほどかけてパブリックコメント等を行いますし意見交換会も行うのですが、その期間中でももちろん結構ですので、できれば随時事務局の方に文書でも電話でもFAXでも何でも結構ですので、まずはぶつけていただいて、そのご意見をできるだけこちらの方で消化をして、それを次回の全体会でまとめてお示しをして皆様に全体をご議論いただくというようなことが、一番効率がいい</p>

<p>委員長</p> <p>事務局</p> <p>委員長</p>	<p>のかなと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>今、事務局からご提案がありました。どうでしょうか。私自身、個人的にも一番それが能率のよい議論の仕方かなと思うのですが、そういうことで。あと、アンケートを取らせていただきまして、12月の全体会の調整をしないとイケないのですけれど、その調整がなされた次回の全体会議で先ほど委員さんがおっしゃった、どこかでまとめてというところの審議を次回やらせていただく。そのために、皆さん方で個々に色んなご意見を出していただいて、ご準備いただくということにさせていただきたいと思いますが、よろしいですかね。大変お忙しい中恐縮ですけど、是非そういうふうをお願いしたいと思います。事務局の方も、存分に皆様方のご意見を拝して素案を作りたいというご意向でございますので、是非ご協力よろしくお願い申し上げます。では、逐条解説につきましては以上ということにさせていただきたいと思います。</p> <p>では、次にまいりたいと思います。次は、今後の段取りでございます。事務局の方からよろしく願いいたします。</p> <p>お手元に「別紙2」ということで、次回、第26回の開催日程調整表をお配りさせていただいております。次回につきましては、12月15日以降、年内で一定の調整をさせていただきたいと考えておりますので、ご都合の悪い日を記入していただいて、お帰りの際に提出をお願いしたいと思います。年末ということもございまして、委員さんのご都合がつきにくいということや会場確保の関係で、できましたら今日この場でご記入いただければ大変ありがたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。全体会としましては、最も重要な全体会になるかと思えます。意見交換会、それからパブコメの意見がそこで集約されて、そして素案に対してどういう修正を加える必要があるのかという決断が迫られる全体会でございます。そういう意味合いで、事務局としましてもできるだけ多くの参加者ができるようなという計らいでアンケートを取らせていただくということです。アンケートにつきましては従来どおりの慣行に従いまして、一番参加者の多い日程に決めさせていただくということで、全員の参加はかなわないだろうと、物理的に考えてですね、このシーズンですから無理かと思うのですが、できるだけ多くの方にご参加いただいて、ご決議に参加していただきたいということでやらせていただきたいと思えます。是非アンケートのほうのご協力よろしくお願い申し上げます。</p> <p>あともう一つ、先ほど事務局からございました市民意見交換会のほうのアンケートも是非よろしく願いしたいと思います。それでは、最後になります。特に委員の皆様方からご意見がなければ締めさせていただきたいと思えますが、よろしゅうございましょうか、事務局。</p>
----------------------------------	---

事務局	<p>今、できれば今日ということをお願いさせていただきましたけれども、今日もし難しければ本当に申し訳ないのですが、できる限り早めに事務局の方までFAXなり何なりでお示しをお願いさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>欠席の委員の皆様方にも是非ご手配をよろしく願いいたします。それでは、本日予定しました議題全て終了いたしました。大変お忙しい中、ご協力いただきまして誠にありがとうございます。これから市民意見交換会がございます。夜になる時間帯が多く大変ご負担が多いかと思っておりますけど、最後のご奉公でございます。よろしくご協力お願いしたいと思います。今日はどうもありがとうございました。</p>